

国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について

(第一次報告)

平成24年3月

国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議

国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について (第一次報告)

はじめに

文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」は、平成23年2月に取りまとめを行い、早急に国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、効果的・効率的な施設配置のため各施設の特色・機能を明確化すること、「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することなどを指摘した。

これを踏まえ、国立青少年教育振興機構では、平成23年6月30日に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、効果的・効率的な国立青少年教育施設の管理運営や、教育施設の自主性を高め、その運営にそれぞれの地域の多様な主体が参画していく施設づくりを進めていくことを目的として、

- ① 教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画（「新しい公共」型の管理運営）
- ② 教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営

の2点について調査研究を行ってきた。

当協力者会議では、4回にわたり会議を開催するとともに、「新しい公共」型の管理運営を試行する「国立赤城青少年交流の家」及び「国立淡路青少年交流の家」、さらには宿泊室稼働率の向上に向けて重点的に取り組んでいる「国立室戸青少年自然の家」の視察を行った。

ここに、これまでの調査研究の内容を取りまとめ、第一次報告として報告するものである。

1. 「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施について

国立青少年教育施設については、設置者である国立青少年教育振興機構、特に各教育施設の責任者である所長が主体となって、その管理運営がなされている。これに対して、今回の「新しい公共」型の管理運営では、青少年団体、NPO、企業、学校、地方自治体、地域住民の方々など多様な主体が、教育施設の管理運営や事業の企画・実施に参画し、様々な形でご協力やご支援を仰ぎながら、効果的・効率的な教育施設の管理運営を行おうとするものであり、いわば、国と地域が一体となった管理運営を目指すものである。

このような新しい取組を、まずは、新たに民間から所長に登用された「国立赤城青少年交流の家」及び「国立淡路青少年交流の家」の2つの教育施設で試行的に実施し、当協力者会議として、その成果を検証しながら、「新しい公共」型の管理運営について調査研究を進めることとした。

この試行に当たっては、従来、教育施設に設置されていた「施設業務運営委員会」に代えて、コミュニティ・スクールに設けられている「学校運営協議会」をモデルとし、委員となった方々には、意見や助言を行っていただくだけでなく、当該施設の運営に実際に参画していただくことを目指した「運営協議会」を設けることとした。

試行の初年度である平成23年度においては、主に次のような取組が2つの教育施設で行われた。

- ① 教育施設の管理運営を行うための、多様な主体が参画する運営協議会を設置。
- ② 運営協議会の委員の得意分野を活かしながら、教育事業、広報、財務・施設管理など、委員の担当分野を決め、教育施設側と委員側が協働して、業務の改善・見直しを実施。

(主な取組)

【国立赤城青少年交流の家】

- ・ 試行実施協働委員会の設置（今後、事業委員会、食育委員会、環境・財務委員会、広報委員会を始動）
- ・ 運営協議会委員による事業の企画・実施（森のようちえん）
- ・ 運営協議会委員の人脈などを活用した「活かそう！学ぼう！ぐんまの体験学習（データブック）」の作成

【国立淡路青少年交流の家】

- ・ 「新しい公共」型管理運営協働プロジェクトの設置（今後、プログラム開発プロジェクト、調査研究プロジェクト、指導者養成プロジェクト、管理運営プロジェクトを始動）
- ・ 運営協議会委員による事業ターゲットを明確にした事業の企画・実施（なぜ『あの団体』は、メンバーが育つのか？～学生ボランティアが飛躍的に成長する団体に学ぶ人材育成のコツ～）

- ③ 運営協議会において、主体性を持ちながら、職員の任用や施設の予算について改善方策を検討。

(主な取組)

【国立赤城青少年交流の家】

- ・ 本部から配分されている定員の枠を活用して、常勤職員の公募を実施し、民間などで青少年教育の経験を有する者を職員として2名採用。

【国立淡路青少年交流の家】

- ・ アクティビティの指導法、野外活動のスキル、事業運営の知識などを実際の活動現場を通じて修得させ、青少年教育に係る若手人材を育成することを目的とした研修生制度を検討。

- ④ 上記の検討や作業を踏まえ、平成24年度の運営計画を、運営協議会において策定。

平成23年度の試行は、年度途中からのものであったが、多様な主体が、その専門性を活かしながら、教育施設の管理運営に参画するという、「新しい公共」型の考え方に沿ったスタートを切ったと評価することができる。

今後、2つの教育施設の運営協議会委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることを期待する。

2. 教育施設の特徴や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について

(1) 国立施設として全うすべき役割

青少年教育施設は、その大部分を地方公共団体が設置しており、近年の公立青少年教育施設は、厳しい財政状況の中で、年々数が減少してきているものの、全国に500箇所を数えている。その中で、国立青少年教育施設では、国立施設として期待されている役割、国立施設でなければできない役割を全うすべく、その運営に当たることが最も重要である。

具体的には、

- ① 国立施設にふさわしいモデル事業の企画・実施とその成果の普及
(小1プロブレム、中1ギャップなど各年齢期に応じた課題、いじめ、不登校、非行など青少年が抱える課題、虐待や育児放棄など若い親の子育てに係る課題など、国の政策課題や青少年教育の課題に対応した事業の実施)
 - ② 青少年教育指導者の養成・研修
 - ③ 青少年の体験活動等の重要性についての普及啓発
- である。

各教育施設にあっては、従来から様々な事業を企画・実施している中、このような国立施設としての役割を踏まえた事業に厳選し、それに特化していく必要がある。

また、昨年発生した東日本大震災では、社会や大人から与えられた環境の中だけでなく、非日常の環境の中でも子どもたちが生きていく力を身につけることの重要性が認識されたところである。体験活動を通して、このような力を身につけるプログラムを開発し、その機会を提供することも国立施設としての重要な役割と考える。

(2) 宿泊室稼働率の確保

国立青少年教育施設は、上記のような教育機能を果たす施設であり、宿泊を目的とするホテルや旅館とは機能を異にする施設である。したがって、

宿泊室稼働率のみを指標とした施設の管理運営は適切ではないが、教育機能を十分に果たせば、宿泊室稼働率は低くても良いとか、宿泊室稼働率を重視することは教育機能の低下を招くというような、量の問題と質の問題を相反するものとして捉えることは適切ではない。

宿泊室稼働率に関して、平成19年12月の「独立行政法人整理合理化計画」（閣議決定）においては、国立青少年教育施設に関して、「原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする」とされたところである。これを踏まえ、国立青少年教育振興機構においては、平成20年12月に「稼働率向上（利用者増加）のための対策」を策定しているが、宿泊室稼働率向上のための第一の取組として、「教育的指導の充実と利用者サービスの徹底」を取り上げているのは、まさに適切な対応である。

また、平成22年12月の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（閣議決定）においては、「自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。」とされている。更に、平成24年1月の「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（閣議決定）においても、「国立青少年交流の家等の自治体・民間への移管等に向けた取組や稼働率の低い施設の廃止に向けた検討を積極的に進め、その上で、将来的な独立採算制への移行、他の法人との統合等を検討する。」とされている。これらの閣議決定における「稼働率が低い施設」については、前述の「独立行政法人整理合理化計画」同様に、「原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないもの」として対応することとされている。

国立青少年教育施設は、自然豊かな地域に立地する反面、その地域は過疎化が進む地域である場合が多く、特に、青少年人口は減少の一途にある。したがって、各教育施設では、これまでの取組に加えて、①これまで各教育施設が対象としてきた青少年に加え、幼児や保護者を利用対象とした事

業の実施、②スポーツ団体や文化団体などに対する施設利用を促すPR活動の実施、③魅力あるプログラム開発の充実、④閑散期の利用促進のための取組の推進、⑤広報活動の充実など、新たな利用者を獲得するための取組を進める必要がある。

(3) 季節開設の実施

平成21年度及び22年度は、宿泊室稼働率が5割を下回ることがあった「国立室戸青少年自然の家」や「国立大隅青少年自然の家」も、平成23年度は宿泊室稼働率の確保に重点的に取り組み、5割を確保することができた。

各国立青少年教育施設の宿泊室稼働率を月別に見ると、雪を利用した活動ができる教育施設以外は、概ね11月から2月の時期に利用者数及び宿泊室稼働率が低い傾向にあり、この時期に宿泊室稼働率が20%前後となり、結果として年間の平均が5割前後となる教育施設がみられる。例えば、「国立室戸青少年自然の家」では、平成21年度及び22年度における11月から2月の平均宿泊室稼働率は21.6%であったが、5割を上回っていた平成20年度では、この期間の平均宿泊室稼働率は27.5%であった。一方で、春季から夏季にかけては多くの利用者があり、曜日や時期によっては、定員を上回る申し込みをいただき、やむを得ず、利用をお断りしている状況もある。

平成23年度は全施設で宿泊室稼働率が5割を上回っており、引き続き、「稼働率向上（利用者増加）のための対策」に沿って取り組むことにより、上記の閣議決定にあるような、5割を下回り今後もその向上が期待できない状況の施設は、現時点ではないと考えられる（例えば、室戸においては、平成23年11月に認定された世界ジオパークを活用した教育事業を積極的に提供することなどにより利用者増加が見込まれる。）。しかしながら、今後も青少年人口の減少が継続することを踏まえると、冬季の一定期間、すなわち閑散期においては、宿泊室稼働率の大幅な向上は見込めず、宿泊室稼働率が5割を恒常的に上回ることが困難となることも、今後想定される。

この場合にあっては、冬季の一定期間を除けば、利用者のニーズは高く、また、存続に関して地域の要望が強いことも踏まえつつ、一方で、行政改革の観点から合理化についての要請も十分に考慮し、当協力者会議として

は、閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討する必要があると考える。

閑散期に施設を閉じることにより、その間の人件費及び維持管理費が削減でき、教育施設の管理運営の効率化が図られるものと考えられる。しかし、効果的に「季節開設」を実施するためには、人員配置の工夫、特に開設時期における期間限定のスタッフの確保が欠かせない。したがって、国立青少年教育振興機構においては、今後、このような「季節開設」を実施した場合の収支シミュレーションや人員配置の方法などを検討し、「季節開設」の実施に向けた具体的な検討を進める必要がある。

特に、人員配置の工夫に当たっては、閑散期を除く時期の利用者のニーズは高いことから、安全な施設運営及びサービスの質の維持・向上の観点を踏まえ、一定期間、質の高いスタッフの確保をはじめとする具体的な対策が講じられることを期待する。

3. 今後の取組

当協力者会議において、「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施については、今後、新たに策定した運営計画に従って、効果的・効率的な教育施設の管理運営が行われるよう、その状況を逐次把握するとともに、引き続き、調査研究を進めることとする。

また、教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営については、今後、国立施設として全うすべき役割を踏まえ、利用者のニーズ、地域の実情及び行政改革の観点からの合理化についての要請等を十分考慮し、季節開設の実施に向けた具体的な検討状況を把握しつつ、引き続き、効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について調査研究を進めることとする。

なお、今後、特段の事情なく宿泊室稼働率が5割を下回るような施設があった場合には、5割を下回った原因分析及び宿泊室稼働率向上対策の策定を行い、機構本部からの支援や対策の進捗状況の定期点検と同時に、地元自治体との協議も含め、季節開設、休止や統合・廃止等に向けた検討を開始することを求めたい。

關 係 資 料

「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」の設置について

平成23年6月30日

理事長 裁定

1. 趣旨

平成22年12月に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、国立青少年教育施設については、「自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う」こととされた。

また、文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」は、平成23年2月に「今後の国立青少年教育施設の在り方について」を取りまとめ、早急に国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、効果的・効率的な施設配置のため各施設の特色・機能を明確化すること、「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施に着手することなどを指摘した。

こうした背景を踏まえ、国立青少年教育施設の運営をより効果的・効率的なものとするとともに、施設の自主性を高め、国だけでなく多様な主体が参加していく施設づくりを進めていくため、外部の有識者等の協力を得て調査研究を行う。

2. 調査研究事項

- (1) 教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営について
- (2) 教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画について
- (3) その他上記(1)及び(2)に関連する調査研究

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができる。

4. 実施期間

平成23年6月30日から平成24年3月31日までとする。

5. その他

この調査研究協力者会議に関する庶務は、管理部及び教育事業部の協力を得て、総務企画部総務企画課において処理する。

「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」委員

(座長) 明石 要一	千葉大学教育学部教授
磯田 浩司	特定非営利活動法人 good!代表
小此木 久美子	群馬県生活文化部長
佐々木 郁夫	株式会社日本共同システム取締役社長
佐藤 初雄	特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会代表理事
佐藤 晴雄	日本大学文理学部教授
竹原 和泉	特定非営利活動法人つづき区民交流協会 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
平野 吉直	信州大学教育学部教授
藤田 悟	日立キャピタル損害保険株式会社経営企画部
星野 敏男	明治大学経営学部教授
三原 徹	東京女学館小学校校長

(五十音順、敬称略)

(国立青少年教育振興機構)

田中 壮一郎	国立青少年教育振興機構理事長
栗原 靖	国立青少年教育振興機構理事
桜井 義維英	国立赤城青少年交流の家所長
田中 裕幸	国立淡路青少年交流の家所長
森園 忠勝	国立室戸青少年自然の家所長

(計16名)

国立青少年教育施設における「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施の基本方針

（平成23年8月30日
理事長裁定）

1. 基本理念

「新しい公共」宣言（平成22年6月「新しい公共」円卓会議構成員総意）においては、『「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業者」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。』とされている。

国立青少年教育施設における「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施に当たっては、これらを踏まえるとともに、試行的実施を行う国立青少年教育施設における幅広い議論や柔軟な発想等を担保するため、当該施設の裁量の範囲を確保しつつ、以下のとおり基本的な方針を定めるものとする。

2. 試行的実施を行う国立青少年教育施設

試行的実施を行う国立青少年教育施設は、次の2施設とする。

- (1) 国立赤城青少年交流の家（群馬県前橋市）
- (2) 国立淡路青少年交流の家（兵庫県南あわじ市）

3. 試行的実施期間

試行的実施期間は、平成23年9月から平成25年3月までとする。

4. 試行的実施内容

(1) 運営協議会の設置

- ① 上記2の施設に運営協議会を設置する。
- ② 運営協議会は、下記5の役割を担うものとする。

(2) 主な取組内容

- ① 平成23年度
 - ア 運営協議会の設置をはじめとする体制づくり
 - イ 広報や教育事業の見直しなど年度内に可能な運営改善に向けた取組の実施
 - ウ 平成24年度における施設の「運営計画」の策定
- ② 平成24年度

平成23年度における取組及び平成24年度の施設の運営計画を踏まえ、「新しい公共」型の管理運営に向けた本格的な試行を実施する。

5. 運営協議会の役割

(1) 平成23年度内に可能な運営改善に向けた取組指針の策定

- 広報や教育事業の見直しなど平成23年度内に可能な運営改善に向けた取組の指針を策定する。

(2) 運営計画の策定

- ① 平成24年度に施設が実施する「運営計画」を策定する。
- ② 運営計画には、重点的な取組事項、新たな教育事業の実施に向けた企画運営方針、広報をはじめとする利用者獲得のための方策、関係機関・団体との連携方策、予算・人事に関する計画、項目毎の達成目標、自己点検・評価方法などを盛り込むものとする。
また、具体的な成果目標や、利用者数・宿泊室稼働率・収入・管理運営費などの定量的な指標を設定するものとする。
- ③ 運営計画については、運営協議会から機構理事長に報告する。

(3) 施設職員の任用

- 運営協議会は、平成24年4月以降の人事異動に向け、施設職員の人事構成や定員枠内での新たな職員の任用など施設職員の任用について、機構理事長に対して意見を述べるができる。

(4) 施設予算

- ① 運営協議会は、施設予算について、機構理事長に対して意見を述べるができる。
- ② 機構理事長は、上記2の施設の平成24年度予算については総額を示し、その用途については運営協議会が決定する。

(5) 試行的実施結果の自己点検・評価

- ① 試行的実施の結果について、自己点検・評価を行う。
- ② 平成23年度の試行的実施結果についても中間自己点検・評価を行う。
- ③ 自己点検・評価に当たっては、利用者にアンケート調査を行うなどの工夫を行い実施する。また、自己点検・評価結果に基づく今後の課題や問題点、その改善に向けた方策、施設の特色化や個性化についてもまとめるものとする。
- ④ 自己点検・評価結果については、運営協議会から機構理事長に報告する。

6. 運営協議会委員の任命等

- (1) 上記2の施設の所長は、青少年団体、NPO、企業、学校、地方自治体、公立・民間青少年教育施設、地元自治会など幅広い関係者から運営協議会委員候補者を選定し、その中から、機構理事長が運営協議会委員を任命する。
- (2) 運営協議会委員は、5名から10名程度とする。
- (3) 運営協議会委員は、具体的な役割をもって当事者として参加し、協働するものとする。
- (4) 運営協議会委員に対しては、機構本部より手当を支給する。

7. その他

- (1) 国立青少年教育施設における「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施に当たっては、原則として、現行規程等の範囲において実施するものとする。
- (2) 上記2の施設においては、試行的実施期間に限り、独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程第6条第2項で定める「施設業務運営委員会」を開催・設置しないことができる。

「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」の開催状況

平成23年 7月15日

第1回会議開催

【議 題】

- 教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営について
- 教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体への参画について

8月29日

第2回会議開催

【議 題】

- 国立青少年教育施設における「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施の基本方針（案）について

9月～

試行的実施開始（赤城・淡路）

【取組内容】

- 運営協議会の設置をはじめとする体制整備
- 運営改善に向けた取組の実施
- 平成24年度「運営計画」の策定

12月13日

第3回会議開催

【議 題】

- 「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施の進捗状況について
- 国立青少年教育施設の役割等について

平成24年 2月16日

委員視察（赤城）

- 国立赤城青少年交流の家 運営協議会 視察

2月29日

委員視察（淡路）

- 国立淡路青少年交流の家 運営協議会 視察

3月15～16日

委員視察（室戸）

- 国立室戸青少年自然の家 視察

3月30日

第4回会議開催

【議 題】

- 「新しい公共」型の管理運営の試行的実施状況報告について
- 第一次報告（案）について

稼働率向上（利用者増加）のための対策

独立行政法人国立青少年教育振興機構

1. 教育的指導の充実と利用者サービスの徹底

(1) 教育的指導の充実

青少年期の成長に必要な生活体験や自然体験等の様々な体験活動の機会と基本的な生活習慣習得の重要性をアピールするとともに、集団宿泊活動等を通じた教育的指導の充実を図る。

- ① 「早寝早起き朝ごはん」や「あいさつ・清掃・整理整頓」など、基本的生活習慣の確立に資する指導の徹底（朝夕のつどい、入所式・オリエンテーション、入浴や食事といった生活場面を通じた職員によるメリハリのついた直接指導や利用相談における引率者への周知）
- ② 「自然に親しむことを目的にした活動」や「仲間づくりを進めるための活動」など団体の利用目的に応じて職員や外部講師が行う直接指導の機会を拡充するとともに、職員の資質向上のための研修の充実
- ③ 利用団体の自主的な研修活動を支援するための引率者を通じた指導，教材・教具の開発及び指導書の作成等による間接指導の充実

(2) 利用者サービスの徹底

利用者の満足度を高め、信頼を得るための利用者サービスの向上や利用者の立場に立って「使い勝手の良い施設」を目指す。

- ① 利用者サービスの向上のための取組の徹底
 - ・全職員による「親切・丁寧・迅速」な対応
 - ・「安心・安全・清潔」な研修・生活環境を提供するための整備・点検
- ② 業務改善の徹底
 - ・利用申し込み手続きの簡素化など、利用者の視点に立った業務改善
 - ・全施設が共通に取り組む事項として整理した「ミニマムスタンダード」をチェックリスト化し、不断の改善及び自己点検評価に活用
 - ・キャンセル防止やキャンセル後の迅速な対応とともに、限られた収容能力の中での効率的利用を図るため、利用者が集中した際の調整機能の充実

2. 新たな利用者を獲得するためのプログラム開発等の充実

(1) 利用対象者の拡大

新たな観点から捉えた青少年教育指導者のための研修事業等を実施することにより、利用者の拡大を図る。

- ① 日常生活圏の体験活動を指導する者や教員等を対象にした研修事業の実施
 - ・子ども放課後教室推進事業や学校支援地域本部事業における指導者
 - ・教員免許状更新講習の対象者
 - ・「子ども農山村漁村交流プロジェクト」の受入モデル地域の関係者
- ② 幼児や保護者を対象にした事業の充実
 - ・幼児や保護者を対象とした生活リズムの向上を図る事業や、保護者の体験活動の理解増進を図る事業
- ③ その他
 - ・「小学校長期自然体験活動支援プロジェクト」（青少年課事業）で養成した自然体験活動指導者（全体指導者・補助指導者）が日常の場でも活躍するための活動支援（放課後の活動や総合型地域スポーツクラブの活動紹介など）
 - ・子どもゆめ基金と連携したプログラム開発による助成希望団体の利用促進
 - ・国際交流事業における連携機関等への積極的な広報
 - ・スポーツ団体や大学等のサークルを対象に、合同合宿など新たな利用方法の提案
 - ・青少年の健全育成に関するNPO団体等とのネットワークの形成による施設利用の促進

(2) 特色あるプログラム開発の充実

各施設の特色を活かしたプログラムや多様な団体のニーズに対応したプログラム開発を充実する。

- ① 青少年の発達課題（発達段階に応じたそれぞれの段階に必要な体験）に対応した、総合的・体系的な「体験活動ナショナルカリキュラム」の策定
- ② 全国28施設の特色を活かした専門性の高い「オンリーワンプログラム」の充実
- ③ 新たな政策課題に対応したプログラムの開発
 - ・学校の長期自然体験活動プログラム
 - ・中1ギャップなど、各学年の教育課題に対応するプログラム
 - ・教育旅行や合同合宿など、時代の変化に対応したプログラムの学校への提案
 - ・伝統と文化を尊重し、我が国や郷土を愛する態度を養うプログラム
 - ・研究開発指定校の成果を活用した体験活動プログラムの新規開発

(3) 閑散期の利用促進のための取組の推進

企画事業等の集中的な実施や閑散期ならではのサービスの提供をより一層進める。

- ① 閑散期を中心にした企画事業等の集中的な実施
- ② セカンドスクールや通学合宿などの学校の長期宿泊活動の集中的な実施
- ③ バスによる送迎や職員等の直接指導等の手厚いサービスの提供

(4) 広報活動の充実

広報先に直接出向き相手のニーズを踏まえたプログラムを提案するなど、“足で稼ぐ利用者の確保”を積極的に進める。

- ① 発達段階や利用対象別の広報資料の作成による直接訪問
- ② 学校教員や保護者等を対象にした、体験活動の意義について客観的なデータに基づいて分かりやすく解説した資料の作成による直接訪問
- ③ 様々な手法による広報
 - ・友の会組織やOB会組織の結成など、利用促進組織等の活用
 - ・地元の自治体等の協力を得た利用促進体制の構築など、地域との連携の強化
 - ・ホームページ、メールマガジン、携帯サイトなどのITの活用
 - ・シンボルマークやキャラクター等の活用
 - ・雑誌や機関誌への広告掲載

3. 利用促進のための運営体制の整備充実

効率的・効果的な利用促進対策のため、本部の企画立案機能を高めるとともに、施設との連携を強化する。

- ① 本部における広報・利用促進担当部門の新たな設置による企画立案機能の強化
- ② 施設の広報・利用促進担当者との連絡体制の一層の強化による利用促進方策の円滑な推進
- ③ 利用促進方策の確実な実施と不断の見直しの徹底を図るとともに、本部による確認作業の実施
- ④ 本部による利用者分析の結果や効果的な広報策など、施設への積極的な情報提供及び相談機能の充実
- ⑤ 施設が実施した効果的な事例を収集した「利用促進ハンドブック」の作成

教育施設の総利用者数と宿泊室稼働率の状況

教育施設名	総利用者数（人）			宿泊利用者数（再掲）（人）			宿泊室稼働率		
	平成22年度	平成23年度 （速報値）	増△減	平成22年度	平成23年度 （速報値）	増△減	平成22年度	平成23年度 （速報値）	増△減
合 計	4,995,555	4,859,799	△ 135,756	2,898,365	2,757,124	△ 141,241	60.3%	58.2%	△2.1%
セ ン タ ー	1,994,862	1,934,645	△ 60,217	416,315	387,674	△ 28,641	68.7%	62.8%	△5.9%
大 雪	98,759	102,530	3,771	81,736	75,945	△ 5,791	54.9%	53.1%	△1.9%
岩 手 山	111,284	100,026	△ 11,258	92,005	79,081	△ 12,924	50.3%	50.3%	0.0%
磐 梯	133,485	83,688	△ 49,797	124,988	70,506	△ 54,482	57.9%	52.3%	△5.6%
赤 城	111,732	128,412	16,680	100,199	111,656	11,457	51.1%	56.2%	5.0%
能 登	127,795	137,904	10,109	103,608	111,139	7,531	65.3%	60.6%	△4.6%
乗 鞍	116,631	122,813	6,182	102,287	104,455	2,168	58.3%	60.2%	1.9%
中 央	183,476	170,167	△ 13,309	134,890	130,991	△ 3,899	59.7%	59.3%	△0.4%
淡 路	129,926	130,691	765	115,255	117,607	2,352	60.8%	63.1%	2.3%
三 瓶	110,459	104,983	△ 5,476	96,382	91,921	△ 4,461	60.1%	51.4%	△8.7%
江 田 島	131,774	131,001	△ 773	102,247	102,035	△ 212	55.7%	57.8%	2.1%
大 洲	133,380	139,640	6,260	93,695	99,626	5,931	55.1%	57.8%	2.7%
阿 蘇	145,768	152,883	7,115	119,232	123,261	4,029	69.2%	60.5%	△8.6%
沖 縄	70,854	74,811	3,957	44,078	45,806	1,728	50.9%	51.4%	0.6%
日 高	102,166	91,640	△ 10,526	70,969	68,390	△ 2,579	53.1%	50.4%	△2.7%
花 山	70,215	72,823	2,608	61,025	64,328	3,303	51.1%	51.3%	0.2%
那 須 甲 子	138,850	76,490	△ 62,360	127,870	68,750	△ 59,120	62.5%	51.8%	△10.7%
信 州 高 遠	93,854	106,674	12,820	77,902	92,159	14,257	52.8%	58.9%	6.1%
妙 高	129,239	114,546	△ 14,693	114,353	99,165	△ 15,188	61.4%	64.5%	3.1%
立 山	103,772	106,854	3,082	79,691	78,186	△ 1,505	71.2%	67.1%	△4.2%
若 狭 湾	82,656	77,057	△ 5,599	78,006	70,830	△ 7,176	60.4%	56.2%	△4.1%
曾 爾	131,007	127,083	△ 3,924	106,013	104,546	△ 1,467	59.2%	57.7%	△1.5%
吉 備	89,644	92,516	2,872	76,676	73,274	△ 3,402	57.1%	55.8%	△1.3%
山 口 徳 地	83,972	87,884	3,912	70,153	72,503	2,350	62.4%	60.6%	△1.8%
室 戸	77,540	85,418	7,878	49,719	52,904	3,185	42.6%	52.3%	9.7%
夜 須 高 原	121,294	123,792	2,498	112,959	114,267	1,308	67.7%	64.4%	△3.3%
諫 早	106,987	110,490	3,503	96,890	92,634	△ 4,256	55.1%	53.8%	△1.3%
大 隅	64,174	72,338	8,164	49,222	53,485	4,263	49.3%	54.5%	5.2%

（注） 宿泊利用者数 : 総利用者数から日帰り利用者数を差し引いたもの

宿泊室稼働率 : 利用宿泊室数 / 利用可能宿泊室数 × 100

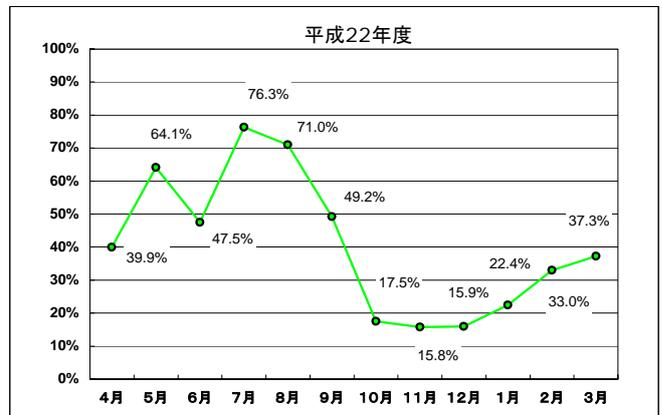
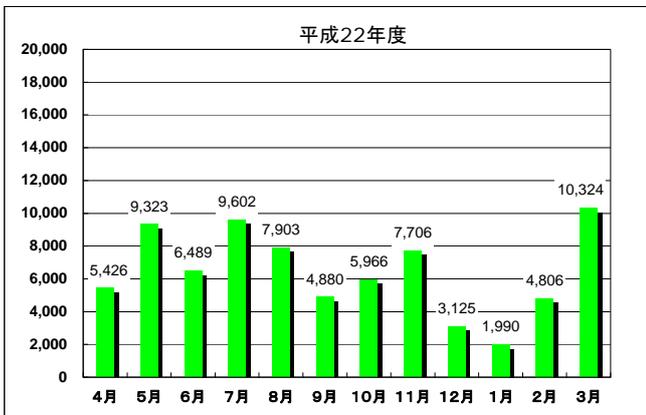
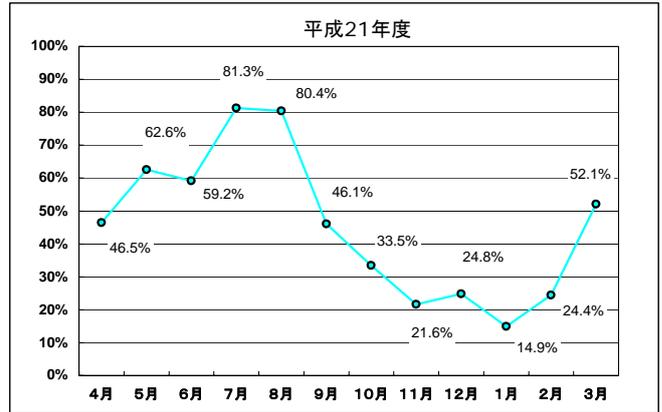
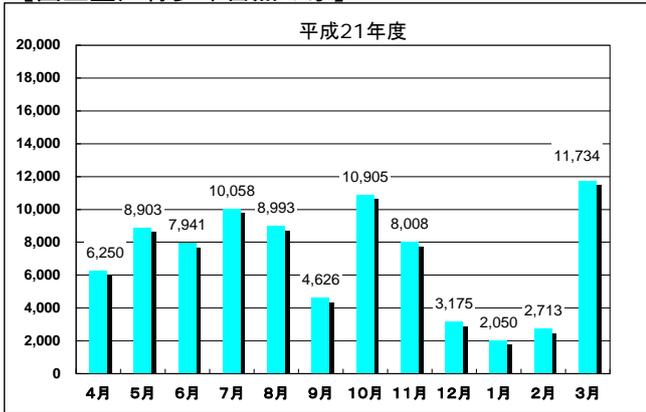
利用宿泊室数 : 利用者に提供した宿泊室数の合計

利用可能宿泊室数 : 宿泊室数 × 開所日数

開 所 日 数 : 休館日や施設整備等で受入を中止した日を除き、受入のために開所した日数

平成21年度及び22年度 利用者数及び宿泊室稼働率（左図：利用者数、右図：宿泊室稼働率）

【国立室戸青少年自然の家】



【国立大隅青少年自然の家】

